



「旭川市市民参加推進会議」 の委員を募集します。



市民の皆様から幅広いご意見・ご提言をいただくため、
会議委員を公募させていただきます。

～ たくさんのご応募をお待ちしております！ ～

■市民参加とは？

「市民参加」とは、市が行う施策について、市民が自身の意思を反映させるために意見を述べたり、提案することを言います。

市民参加の手法には、意見交換会や委員会の開催、意見提出手続（パブリックコメント）の他、アンケート調査やワークショップなどがあります。

■旭川市における市民参加への取組

旭川市では、「市民参加」を制度として保障し、市と市民が互いに補完し合いながら協力する「協働」を基本とした市民参加のまちづくりを進めるため、平成15年4月に「市民参加推進条例」を施行しました。

また併せて、本市の市民参加に関する基本的事項を調査審議することを目的に「旭川市市民参加推進会議」を設置しました。

■市民参加推進会議の役割

市民参加推進会議は、学識経験者、市民団体等からの推薦、公募により12名程度で構成しており、市が行う市民参加の取組について、市民の目線から評価・検証するとともに、本市の市民参加をさらに充実させ、一層推進するための議論を行います。



『旭川市市民参加推進会議』で検索！！

市のホームページでは、各附属機関の会議録や会議資料を公表していますので、ぜひご覧ください。

※ 右のQRコードから市民参加推進会議の概要ページをご覧ください。



市民参加推進会議の取組

～ 現在就任している第8期（H30.2～）委員の取組をご紹介します。～

◇1年目（平成30年度）

平成30年度中に市が実施を予定していた各種施策における市民参加の取組について、その内容や実施時期が適当であるかどうか、また十分であるかどうかを検証し、必要に応じて、より良い取組とするための提案を行いました。

◇2年目（令和元年度）

1年目の審議の中で気付いた、本市の市民参加における課題のうち、特に重点的に審議すべきテーマとして、「市民参加のシステムについて」及び「公募委員の充実について」に関する検討を進めました。

また、これまでの2年間にわたる審議を通じて各委員から出された、本市の市民参加の充実に向けた様々な意見を、「意見書」としてとりまとめ、市に提出します。

●● 参加委員の感想コメント ●●

生まれ育った旭川市に何か貢献したいと思い参加しましたが、新しい出会いや新しい知識の集積など、結果的に得るものが多くありました。
誰もが自由に意見を言える雰囲気があり、学生や若者も参加しやすい会議だと思います。



旭川市には市民が参加できるしくみがたくさんあること、そして、その仕組みがまだ十分には生かされていないことを知りました。
公募委員として参加すれば、あなたのアイデアを市に直接伝えることができます。

初めはこの会議が何をするものなのか、あまりよくイメージできなかったのですが、会議を重ねることで、その大事さが少しずつ見えてきました。
委員のメンバーは色々な方で構成されており、皆さんと議論することで視野が広がったと感じています。



この会議では色々な意見が出てきましたし、自分の意見や質問もさせてもらいました。
内容としては多少の難しさもありますが、旭川市の市民活動を進める上で大事な会議であり、やりがいも感じられます。



応募要領



- 【募集人員】** 6名（原則として、男女各3名） <委員総数：12名>
- 【任期】** 2年間（令和2年2月下旬～令和4年2月下旬を予定）
- 【応募資格】** 本市の市民参加の取組に関心があり、次のいずれにも該当する方
- ・満18歳以上（令和2年2月27日現在）の方
 - ・市内に居住、又は通勤や通学をしている方
 - ・原則として、市の附属機関の委員又は懇談会等の参加者に就任していない方（【その他】※1参照）
 - ・本市の市議会議員及び職員でない方
- 【応募方法】** 応募用紙に必要事項と応募動機を記載し、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。
※提出いただいた書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
※応募用紙は、ホームページにもWord様式で掲載しています。
- 【応募期間】** 令和元年11月20日（水）～ 令和元年12月23日（月）<必着>
- 【選考方法】** 応募者が募集人員を超えた場合は、後日、応募者全員から市民参加をテーマにした作文を提出いただき、その作文を基に選考委員会において選考を行います。選考結果は応募者全員にお知らせします。
- 【報酬】** 会議1回の出席ごとに日額7,700円（所得税等を源泉徴収します）の報酬をお支払いします。
- 【その他】**
- ・会議の開催は年5回程度で、1回の会議はおおよそ2時間程度です。
 - ・会議は平日の夜間、市役所内会議室での開催を予定しています。
- ※1 市の附属機関の委員等に就任されている方も応募は可能ですが、応募が募集人員を超えた場合は、就任されていない方を優先的に選考させていただきます。

<問合せ・応募用紙提出先>

〒070-8525

旭川市6条通9丁目46番地（総合庁舎1階）

旭川市 市民生活部 市民活動課 市民参加推進係

電話：(0166) 25-9101（直通）

FAX：(0166) 25-3381

E-mail：shiminkatsudo@city.asahikawa.lg.jp